民法　司法令７－１　肢イ

第１　肢の結論

誤っている

第２　本人以外の者の請求により保佐開始の審判をする場合，本人の同意はいるか

１．問題の所在

家庭裁判所が本人以外の者の請求により保佐開始の審判をする場合，本人の同意が必要か問題となる。

２．結論および理由

（１）結論

本人の同意はいらない。よって，同意がなければならないとする，肢は誤り。

（２）理由

確かに，保佐開始の審判がなされると，本人は制限行為能力者（被保佐人）になる。その結果，本人の活動が，保佐人によって制限される（同意権１３条，８７６条，代理権８７６条の４）。

したがって，本人を保護するために，本人以外の第三者が保佐開始の請求をする場合，本人の保護のため同意がいるようにも思える（１５条２項参照）。

しかし，不都合である。補助人とは異なり，保佐開始の場合，本人は，事理を弁識する能力が著しく不十分である。

本人の保護の必要性が，補助に比べて著しく高い。そこで，本人の同意を，必要とすると，誤った本人判断により，本人の保護がしづらくなってしまう。

保佐の制度は，本人を保護するためのものである。必要性が高ければ，適切な手続で本人を保護できるようにすべきである。

そこで，法は，保佐開始に関しては，補助のように本人同意は不要とした。なお，補助の場合，同意が必要としたのは，健常者との区別の問題で，慎重に本人に配慮すべきである。不十分な段階で，簡単に補助がつけられると，より現状より悪化する危険もでてくる。したがって，補助の場合は，本人の意思を尊重する手続となっている。

以上